

宇部市暴力団排除条例（逐条解説）

（目的）

第1条 この条例は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に介入し、暴力及びこれを背景とした資金獲得活動によって市民及び事業者に脅威を与えていることに鑑み、暴力団の排除について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民生活の安全及び平穩の確保並びに社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

【第1条】

1 趣旨

暴力団は、市民生活や社会経済活動に介入し、暴力やこれを背景とした資金獲得活動によって、市民や事業者に脅威を与えています。このような暴力団情勢を踏まえ、条例の目的として、市民生活や社会経済活動の場から暴力団を排除し、安全で平穩な市民生活や健全な社会経済活動の実現に寄与することを規定したものです。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 市民 本市に住所を有する者、本市に通勤し、又は通学する者及び本市に滞在する者をいう。
- (4) 事業者 本市において商業、工業その他の事業を営む者をいう。

【第2条】

1 趣旨

本条は、条例における用語の定義を規定したものです。

2 解説

- (1) 「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定により、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する恐れのある団体」をいいます。
- (2) 「暴力団員」とは、暴力団の構成員をいいます。
- (3) 「市民」とは、本市に住所を有する者（人の永続的な生活の本拠地をいい、住民登録の有無を問わない。）のほか、市外からの通勤者や通学者、市内における滞在者を含みます。
- (4) 「事業者」とは、本市において商業、工業その他の事業を営み、同種行為を独立の立場で反復・継続して行う者で、個人事業者、株式会社、公益法人などが挙げられます。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に不当な影響を与えるものであるという認識の下に、市、市民及び事業者が相互に連携して推進されなければならない。

2 暴力団の排除は、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを旨として推進されなければならない。

【第3条】

1 趣旨

本条は、暴力団の排除を推進するうえでの基本理念を規定したものです。

2 解説

(1)「相互に連携して」とは、組織的に活動する暴力団に対して、市、市民及び事業者が一丸となって、暴力団の排除に取り組む姿勢をイメージするものです。

(2)「暴力団を恐れない」とは、暴力団の本質を理解し、誤ったイメージによる恐怖から脱却し、警戒を怠らず対決姿勢を堅持することをいいます。

(3)「暴力団に対して資金を提供しない」とは、暴力団に資金を提供することは結果的に暴力団を認め資金獲得を手助けすることになるため、不当な要求に対する資金を提供しないことは勿論のこと、あらゆる資金の提供を行わないことをいいます。

(4)「暴力団を利用」とは、暴力団が保有する組織としての威力、人員、金銭その他一切のものを利用をいいます。第11条で禁止する暴力団の威力の利用は勿論のこと、暴力団員の組織的な労働力の利用も暴力団の利用に該当します。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、県その他の関係機関との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を推進するものとする。

【第4条】

1 趣旨

本条は、基本理念に基づき、関係機関と連携しながら、暴力団の排除に関する施策を推進するという市の責務を規定したものです。

2 解説

(1)「県その他の関係機関」とは、山口県(県警本部を含む)や公益財団法人 山口県暴力追放運動推進センター、近隣自治体などをいいます。

(2)「暴力団の排除に関する施策を推進する」とは、公共工事等からの暴力団排除、青少年に対する教育等の措置など、多種多様な施策の推進をいいます。

(市民及び事業者の責務)

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に関する活動に取り組むよう努めるとともに、市が推進する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、暴力団を利することとならないよう努めるとともに、市が推進する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 市民及び事業者（以下「市民等」という。）は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、市又は警察に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

【第5条】

1 趣旨

《第1項》

暴力団を利用することは、反社会的行為であり、許されるものではありませんが、残念ながら市民の中には暴力団に資金提供を行うなどにより暴力団の運営維持に協力したり、暴力団の威力を利用したりする者がいることも事実です。暴力団の排除を実現するため、警察等の関係機関の努力だけでは不十分であるため、市民の責務として暴力団の排除活動に取り組むよう努めること及び市の施策への協力に努めることを規定したものです。

《第2項》

事業者が社会経済活動から暴力団を排除する取り組みを推進していくことは、事業の健全性の確保や企業防衛の観点から不可欠なものです。最近の暴力団情勢は、活動の不透明化、資金獲得活動の巧妙化というように組織の潜在化が顕著なため、事業者が暴力団を利用するという認識のないまま不用意に暴力団と取引するなどの恐れがあります。

よって、事業者が社会的責任の大きさを自覚し、事業活動に関して暴力団に利益をもたらすことなどがないよう努めることを事業者の責務として規定したものです。

《第3項》

市民や事業者からの暴力団に関する情報提供が、効果的な暴力団取締りや暴力団排除活動につながることから、市民や事業者が暴力団排除に有益な情報を入手した場合に、市や警察機関に情報提供するよう努めることを規定したものです。

2 解説

- (1)「協力する」とは、市や県が主催する暴力団の排除を目的としたイベント等に参加することなどを想定するものです。
- (2)「暴力団を利する」とは、暴力団にとって利益となる行為により、その勢力の維持・拡大につながることをいい、そのような認識を持たずに行う行為も含まれます。
- (3)「暴力団の排除に資すると認められる情報」とは、暴力団犯罪に関する情報はもとより、暴力団の活動実態や組織実態に関する情報も含まれます。

(市の事務及び事業の実施に関する措置)

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を市が行う入札に参加させない等必要な措置を講ずるものとする。

【第6条】

1 趣旨

本条は、公共工事をはじめ、市の事務や事業が暴力団に利用されることは許されないことから、市の事務及び事業のすべてから暴力団を排除するために必要な措置を講ずることを規定したものです。

2 解説

- (1) 「公共工事その他の市の事務又は事業」とは、市が発注する公共工事のみならず、市が実施するすべての事務及び事業をいいます。
- (2) 「暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者」とは、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為を行う恐れのある者や暴力団に対して資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持や運営に協力したり関与したりする者をいいます。
- (3) 「必要な措置」とは、事務及び事業の相手方が暴力団と密接な関係を有する者でないことを必要に応じて確認することや、公共工事等各入札における指名停止の措置のほか、契約後に暴力団の関係者であることが判明した場合の解除権の設定など、市のあらゆる事務及び事業から暴力団を排除する措置をいいます。

(公の施設の使用等の制限)

第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）は、市が設置した施設のうち、多人数を収容できる集会場、会議場その他これらに類する施設の使用又は利用が暴力団を利することとなると認めるときは、当該使用若しくは利用の許可をせず、又は当該使用若しくは利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。

【第7条】

1 趣旨

暴力団が行う各種興業の開催等の活動は資金獲得活動の一環であり、それらの活動に公の施設が使用又は利用されることは絶対にあってはならないことです。本条は、集会場、会議場及びこれらに類する市の施設が暴力団の活動に使用又は利用されることのないよう、施設管理者が必要な措置を講ずることを規定したものです。

(市民等に対する支援)

第8条 市は、市民等が行う暴力団の排除に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

【第8条】

1 趣旨

本条は、市が市民や事業者に対して、暴力団の排除活動に取り組めるよう、暴力団の排除に関する情報の提供などの必要な支援を行うことを規定したものです。

2 解説

(1)「情報の提供」とは、暴力団の活動実態や犯罪情勢等、暴力団の排除に役立つ情報の提供をいいます。

(2)「その他の必要な措置」とは、市民や事業者の暴力団排除活動に資する措置全般で、以下のようなものが例として挙げられます。

- ・暴力団員への対処方法に関する助言等のための警察職員派遣への協力
- ・各種暴力団排除活動の行事に関する協力及び後援
- ・暴力団排除活動気運の高揚を図るための広報啓発
- ・暴力団に関する各種相談への対応

(暴力団の排除に関する広報啓発)

第9条 市は、暴力団の排除の重要性について市民等の理解を深め、及び暴力団の排除を推進する社会的気運の醸成を図るため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

【第9条】

1 趣旨

本条は、市民や事業者が暴力団排除の重要性について理解を深め、また、暴力団排除の気運が高まるよう市が広報啓発活動を行うことを規定したものです。

2 解説

「広報その他の啓発活動」とは、暴力団による被害の防止に関する知識の普及や暴力団排除気運の高揚等に資する活動をいい、その手段として、ポスター掲示やパンフレットの配布、新聞等のマスメディアの活用のほか、暴力団の排除・追放を目的とする集会やイベントの開催などが例として挙げられます。

(青少年に対する教育等の措置)

- 第10条 市は、その設置する学校その他の教育機関において、青少年が暴力団の排除の重要性について認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員の犯罪行為による被害を受けないようにするための教育が行われるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、前項に規定する教育の目的を達成するため、青少年の育成に携わる者が青少年に対し指導、助言その他の適切な措置を講ずることができるよう、これらの者に対し、情報の提供その他の必要な支援又は協力を行うものとする。

【第10条】

1 趣旨

本条は、青少年の暴力団の加入防止や暴力団犯罪からの被害防止のため、市が設置する学校その他の教育機関において、教育が行われるよう措置を講ずること及び青少年の育成に携わる者に対して、市が支援等を行うことを規定したものです。

暴力団は、社会に悪影響を与える存在にも関わらず、暴力団を美化する雑誌や映画が多数存在している中で、それらの影響を受けやすい青少年に対して暴力団の真の実態を知らしめ、誤った認識を払拭させ、暴力団への加入や暴力団犯罪に巻き込まれることを防止する必要があります。暴力団の実態や凶悪性について青少年に正しく教育することは、暴力団犯罪から青少年を守るために不可欠であるといえます。青少年に対する教育を推進することにより、将来の暴力団加入者の減少、暴力団組織の弱体化に導く効果が期待されます。

2 解説

- (1) 「その設置する学校その他の教育機関」とは、市立の小・中学校、公民館、青少年会館、図書館などをいいます。
- (2) 「青少年」とは、概ね中学生から高校生までの年齢層を想定しています。その理由は、暴力団が社会に悪影響を与える存在であることへの理解が可能であることや、周囲に影響を受けやすく、暴力団への加入等の非行に走ることが比較的多い年齢時期であることなどです。なお、小学生は、暴力団の排除についての十分な理解が難しい面があるため、犯罪の低年齢化傾向等今後の状況をみながら、必要に応じて措置を講ずることとします。
- (3) 「教育」とは、暴力団の実態や凶悪性、暴力団犯罪の特徴等を理解させることで、具体的には、暴力団に関する資料の配付、派遣警察職員による暴力追放啓発ビデオの上映、講演などが挙げられます。
- (4) 「適切な措置」とは、青少年に対し、暴力団に関わらないための必要な教育が円滑に行われるよう講ずるべき措置をいいます。
- (5) 「青少年の育成に携わる者」とは、青少年の保護者、青少年を指導・助言できる立場にある者（教職員、青少年健全育成団体関係者等）、青少年を指揮監督する立場にある者（青少年雇用者等）などをいいます。
- (6) 「指導、助言その他の適切な措置」とは、例えば、暴力団の資金源となる薬物の乱用や暴力団の影響を受けやすい暴走族への加入を阻止するために指導したり、暴力団関係者が経営する飲食店等で働いたりしないよう助言することなどをいいます。
- (7) 「情報の提供その他の必要な支援又は協力」とは、暴力団の現状や暴力団犯罪の実態等の教育に必要な情報や資料の提供、講師の派遣などをいいます。

(暴力団の威力の利用の禁止)

第11条 市民等は、債権の回収、紛争の解決等に関し、暴力団員を利用し、又は自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧する等暴力団の威力を利用してはならない。

【第11条】

1 趣旨

本条は、市民や事業者が暴力団の威力を利用することの禁止を規定したものです。

2 解説

- (1)「暴力団の威力」とは、暴力を背景とした暴力団の組織的で悪質、執拗な行為が、他を圧倒し、服従させる強い力になっていることをいい、「威力」とは、人の意思を制圧するに足りる勢力で、暴行や脅迫に限らず、地位や権勢を利用する場合も含まれます。
- (2)「暴力団の威力を利用」とは、自己に有利になるよう暴力団の威力を活かすことをいいます。例えば、暴力団が背後についていると告げたり、暴力団員を行かせると告げることなどが挙げられます。暴力団のバッジや代紋を殊更に示すだけでも該当する可能性があります。

(利益の供与の禁止)

第12条 市民等は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

【第12条】

1 趣旨

本条は、市民や事業者による暴力団員や暴力団員が指定した者に対する財産上の利益の供与の禁止について規定したものです。警察による暴力団の取締りにも関わらず、依然として暴力団が存在し続けているのは、用心棒料やみかじめ料等、形態は様々ですが、未だに暴力団に資金を提供している者が存在しているからであり、暴力団の資金源を絶つことは、最も効果的な暴力団対策と考えられます。

2 解説

- (1)「暴力団員が指定した者」とは、暴力団員が利益を供与する相手方として指定した自然人又は団体をいい、その者が利益の供与について事情を知っているか否かを問いません。暴力団員本人への利益供与だけを規制対象とすれば第三者を介して暴力団(員)に利益供与させるという脱法行為が横行する等の危険性があるため、これらに利益供与する行為も規制の対象とするものです。
- (2)「金品その他の財産上の利益」とは、金銭や財物のほか、有価証券、債権の取得、債務の免除(延期)、労務の提供等で、受け取る側にとって財産的な利得がある一切を示すものです。

(その他)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【第13条】

1 趣旨

本条は、この条例に規定されている事項のほかに、施行に必要な事項がある場合、市長が別途定めることを規定したものです。

附 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。